

フェミニズム記号論の最近の諸論調

—— 特徴的な試みを中心に ——

大橋 昭一

I. 本稿の前提——フェミニズム運動の概観

フェミニズムと記号論とは密接に関連している。というのは、フェミニズムでまず問題となる女性特有の言葉や言い回し、衣装などは、まさに記号論的に究明されるべきものであるからである。フェミニズムのこれまでの運動は、一言でいえば、女性の地位向上を目指したものであったが、さしあたりそれは、何よりもこれらのものについてなされてきた側面が大きい。

なかならず、女性は一般には女性語を強いられ、女性らしいいわゆる言葉遣いが必要とされてきたが、言葉には語られるもの (verbal) ばかりではなく、語られないもの (non-verbal) もあり、この両者を含めて、言葉の背後にはそれ相当な態度や行動があるものである。それは女性の隷属的地位を代表するものであり、究極的には、いうまでもなく、それが克服されるべきものである。

2014年に近年のフェミニズム記号論について全体的包括的な論考を書いているナイジェリアのオットー＝アジェデ (Blossom Shimayam Ottoh=Agede) とエシエン＝エヨ (Ako Essien=Eyo) は、その論考の冒頭において、「女性 (female gender) は、使用言語が少量ですむような社会を、長年にわたって夢見てきた。それを目指して女性たちは両性間の平等 (equality between the genders) のために闘ってきたし、闘い続けている」と書いている (O2, p.21)。

フェミニズム運動は、さしあたりまず、言語上における対等を目指すものとして出発せねばならないものであったが、それだけに逆にフェミニズム記号論の問題は、フェミニズム運動がどのようなものであったかに規定されるところが大きい。詳しくは後述の台湾／香港のフェミニズム記号論者、ウ (E-chou Wu) は、直接的にはフェミニスト翻訳を対象にしてではあるが、「フェミニスト翻訳は、そのユニークな表現や言葉の多くをフェミニズム運動から得てきている」と述べている (W3, p.28)。

そこで、ここにおいてフェミニズム運動史を中心にフェミニズム運動の大略についてみておきたい。なお、参考文献は末尾に一括して記載し、典拠箇所は文献記号により本文中で示した。

1. フェミニズム運動の3つの波

通例的な考え方によると (O2, pp.16-18による)、これまでのフェミニズム運動には、大別すると3つの波 (段階) があったとされている。第1の波は、1960年代ごろまでの運動をいうもので、例

えばモット (Lucretia Coffin Mott) らの運動は、すでに1800年代に起きている。ちなみに、フェミニズムというまとまった名称は、フランスのいわゆる空想的社会主義運動家、フーリエ (Charles Fourier) によって1837年に提起されたものといわれ (01, p.2), この頃までにはフェミニズム運動としての大体の姿は出来上がっていたものとみられる。

さらに1929年にはウルフ (Virginia Woolf) によりフェミニズム運動の基本原則となる『私だけの部屋』(文献W2)が刊行され、1949年にはボーヴォワール (Simone de Beauvoir) により周知の書、『第2の性』(文献B)が公刊され、世界的に大きな反響をよんだ。ウルフもボーヴォワールも、一言でいえば、女性たることを決めるもの、従って人間はどうあるべきかと決めるものは男性であり、そうした考え方は打破すべきものであると主張するものであった。

第2の波は、概ね1960年代に始まる。これは、一言でいえば、いわゆるウーマンリブ運動に代表されるころの、フェミニストとしての実力的行動の高揚 (feminist shakeup) の時期といえるものである。前記の1960年代までの第1の波の時期では、一般にフェミニズム運動は他の自由志向的運動や体制批判的な運動などと並存的なものであったが、この第2の波の時期には、並存という考え方は少なくなり、独自の変革運動という色彩が濃いものとなった。そのなかには、当時盛んになった社会全般についての反体制的運動と連動し、いわゆるニューレフトといわれるものもあり、「急進的フェミニズム運動」といわれたりした。

ただしその一方、アフリカ等では地道に女性の地位向上を目指すもの (womanist faction) もあり、旧来の批判的文化運動との並存に努めるものもあった。そうしたなかで、第3の道を求める声も高まった。それは、第3の波の時期を開くものであった。

しかし第3の波は、現在のところ、どのようなものをいうかについてまだ定説はないもののように思われる。この点について例えばオッター＝アジェデ／エシエン＝エヨは、次のように述べている。「フェミニズム運動の第3の波は、実際には1990年代に始まっている。それはイデオロギーでいえば、より急進的なもの (more radical) であり、かつ、フェミニズム運動の対象領域 (parameters) を拡大しようとするものである。この波を代表する論者でよく知られているものとしては、例えばアメリカのレベッカ・ウォーカー (Rebecca Walker) やアミイ・リチャーズ (Ami Richards) などがある。…その運動は、これまでには人種・階級・性的志向 (sexual orientation) あるいは偏見により排除されていた女性グループをも包含することによって強力なものになっている」(02, p.17)。

ところが一方、クリスタ・ヤコブ (Krista Jacob) らの考えによると、この第3の波は、第1や第2の波とは異なり、何よりも「女性が国の大統領、最高公的機関を含む各種機関の長や最高意思決定要員、会社・企業の長など社会のリーダー的地位を占めるようになる運動を進めること」を旗印とするものであり、その際合い言葉となっているのは「女性には“bottom power”があり、女性に不可能なことは何もない」ということとされている。ちなみにこの場合「女性には“bottom power”がある」というスローガンは、ナイジェリア発のものといわれる (02, p.17)。

もっとも、これまでのフェミニズム運動について、以上とは別の区分と根拠で説明しているものもある。例えば、アメリカの有名なフェミニスト文芸評論家、エレヌ・ショウアルター (Elaine Showalter) は、運動担い手の女性が主としてどのように名乗っていたかにより、① “feminie” の時期 (1840~1880)、② “feminist” の時期 (1880~1920)、③ “female” の時期 (1920~現在) に分けられるとしている (cited in W3, p.28)。

2. フェミニズム運動の種別と記号論的原理

フェミニズム運動にはどのような考え方のものがあるか、つまりグループ別にどのように分類されるかは、上記の史的概観で一端が明らかになっているが、本格的なグループ別分類としては、1981年にシンプソン (Simpson, C.: 文献 S5) により試みられたものがある。それはとにかく次の6者に分けるものである (cited in O2, pp.2-3; ただし付加説明文は大橋によるもの)。

- ① 急進的 (radical) フェミニズム運動：実力をもってしても直接的に女性蔑視的行為に抗議し是正を目指すもの。
- ② ブルジョア的 (bourgeois) フェミニズム運動：男性・女性の形式的差別撤廃に主眼をおくもの。
- ③ 文化的 (cultural) フェミニズム運動：さしあたり女性による文化活動の盛大化を求めるもの。
- ④ マルクシズム的 (marxist) フェミニズム運動：性差別の問題は社会の階級闘争のなかで解決されるとするもの。
- ⑤ ブラック (black) ・フェミニズム運動：性差別の問題は人種の抑圧の一環としてとらえられるとするもの。
- ⑥ レスビアン (lesbian) ・フェミニズム運動：性差の問題を同性同士の結合で解決しようとするもの。

次にここで、オットー＝アジェデ／エシエン＝エヨのいうところにより、ジェンダー (gender identity) と性 (sexual identity) といわれる場合の違いについて一言しておきたい。彼女らによると、一般に“性”とよばれる場合は、両性の生物的相違をいい、男性 (male)、女性 (female) といわれる。これに対しジェンダーといわれる場合は、社会的役割のいかんに基づき、本来は男性的 (masculine) または女性的 (feminine) と区別される場合をいうものである。

さらにオットー＝アジェデ／エシエン＝エヨによると、記号論の通例の基本定式においても訂正を必須とするものがある。それは、ソシュールの記号論説において周知のように、シグニファイアー (signifier: 端的には記号そのもの) とシグニファイド (signified: 当該記号により表象されるもの、端的には当該記号の意味するもの) との関係は恣意的 (arbitrary) とされている点にかかわるもので、オットー＝アジェデ／エシエン＝エヨは、少なくともジェンダー記号論に関しては、この点は全く妥当しないと強く主張している (O2, p.21)。

彼女らによると、一般的な場合でも、こうした恣意性が妥当しない場合がある。例えば煙と火事の場合、シグニファイアーとしての煙とシグニファイドとしての火事とは決して恣意的な

関係ではなく、必然的な因果関係にあるものである。ジェンダー記号論でも、シグニファイアーとシグニファイドとは必然的な関係があるものばかりで、恣意的な関係にあるものはないと力説している。つまり、男女間の性差別やそれに基づく記号関係は、すべてが必然的なものであって、記号論的にもそのようにとらえられねばならないというのである。

この点は、本稿筆者としても、ソシユールの記号論説に対する正鵠を射た批判と史料する。しかし同時に現在の記号論説の考察・批判にあたっては、以下本稿でみるように、さらに次の点も考慮しておくことが必要と考える。それは、ソシユールの記号論説は記号論としては基本的ないわゆる“構造主義 (structuralism)”のレベルに留まるものであって、その後、例えば当該記号関係は誰が決めたものかをも問う“ポスト構造主義 (post-structuralism)”や、関係者の行動・情動 (affect) が重要とする“ノン・プレゼンテーション (non-presentational theory) な理論”あるいは“プレゼンテーション以上の理論 (more-than-presentational theory)”が生起していることである (これらの点について詳しくは文献 W1, Q4 を見られたい)。これらの記号論説では女性差別問題はどのようにとらえられるかが、現在では十分に考察されなくてはならないと考える。

例えばポスト構造主義についてみると、2014年にヘリテージ・ツーリズムの記号論に関連し、その土台となる記号論の発展・展開の模様を究明した書 (文献 W1) を出している西シドニー大学のウォータートン (Emma Waterton) とイギリス・ヨークのセント・ジョン大学のワトソン (Steve Watson) は、一般にポスト構造主義において記号を決めるものとして前提となっているのは、“白人男性で西洋人である者の見方 (the white, masculine and western gaze)”であるとし、故に“脱構築主義思考 (deconstructionist thinking)”を強く推進してきたものは、一般的にはフェミニズムやポスト・コロニアル主義 (post-colonial) の論者であったと指摘している (W1, p.20)。

本稿「まえがき」は以上とし、次に (次節で) まず、トロント・ヨーク大学のゴダール (Barbara Godard) の2003年の論考 (文献 G2) に依拠し、上記のフェミニズム運動で直接的には第2の波といわれるものを背景にして生まれた「記号論におけるフェミニズム・アプローチ (feminist approach to semiotics : feminist standpoint theory of semiotics : gender semiotics)」について大要を考察する。

II. 近年におけるフェミニズム記号論の主たる動向

1. フェミニズム・アプローチの勃興：概観

ゴダールは、冒頭において、記号論的思考がフェミニズム論に採り入れられることによって起きた事象には、何よりもまず“アムパーサンド問題 (ampersand : 夫婦の姓を両者旧姓の併記とする問題)”があるとし、このことを機縁に「これまでの記号論では、男性優位的な (男女という) 両立性 (binary) が支配してきたことを白日の下にさらした。ただし両立性とは名ばかりのもので、女性 (women) は、実際には、全く無名 (unnamed) といっている存在でしかなかった」と論じ、つづいて次のように書いている。

すなわち「(こうした状況に対する) フェミニストたちの批判が、この記号現象 (semiotics) の背後にあるイデオロギー的次元を明らかにし、批判的あるいは唯物論的な記号論者たちと協力することをもちたらし、それが文化的研究 (cultural studies) の一層の発展をもたらしものとなった。このプロセスにおいてまた、ルービン (Rubin, G.: 文献 R) がいうところの“性/ジェンダー・システム (sex/gender system)” も、1つの重要なシグニファイング行為 (signifying practice) であることが示されたのであるが、ただしそれは力関係 (relations of power) の存在を伴うものであった」と論じており (G2, p.1: ただしカッコ内は大橋のもの、以下同様)、フェミニズム論の勃興が記号論的思考に大きな影響を与えたものであることが示されている。

その場合ゴダールは、フェミニストたちによる記号論の取り上げ方には2面的なもの (ambivalent) があったとしている。というのは、「フェミニストたちの主張は、一方では、女性たちの従属的な立場が単に文化上の (cultural) ものであって、自然的なもの (natural) ではないことを提示するものであったが、しかし他方では、女性たちが事柄の対象 (object) ではなくて、行動の主体 (subject) であることを提示し、従って女性解放 (feminist emancipatory) の立場にたつ場合には、こうした考え方に变化するようになされねばならないことを提示するものであった」からである (G2, p.1)。

ゴダールによると、ただしこのことは、記号理論のうえからいうと次のような2面的意味をもつものであった。すなわち、フェミニストたちの主張は記号理論に対し重要な貢献をなすものという側面があるとともに、他方ではそれらは記号論本来のもの (proper) とはいえないとされ、主流の記号論 (mainstream semiotics) からは異質なものとして評価外とされること (marginalized) があったことである。この後者の点は例えば、(フェミニズム記号論者として知られていた) クリステヴァ (Kristeva, J.: cf. 文献 S8) が1967年の著 (文献 K1) で女性を“もの言う主体 (speaking subject)”として提起していたところ、著名な記号論者であるエコ (Eco, U.) が、1976年の著 (文献 E) で、これには記号論的意義が認められないと否定的態度をとったところに、はっきり示されている (G2, p.1)。

これはゴダールによると、ある意味で旧来的記号論の限界を示すものであり、旧来的記号論が追求するところの「意味の理論 (theory of meaning)」と「主体の自己分裂 (self-divided subject)」との分化を示すものであって、フェミニズム台頭の意義をはっきり示すものであった。というのは、これによって次のことが、すなわち旧来的記号論は、記号とその普遍性 (universals) を強調する“ロゴ中心主義 (logo centrism)”や“論理的数学的パラダイム論 (logico-mathematical paradigms)”に立脚するものであったのに対して、フェミニズム運動はまさにこの点を批判の中心におくものであることがはっきり示されるものであったからである。

このことは、換言すれば、フェミニズム運動が次のような立場にたつものとして登場していたことを意味するものでもあった。すなわちフェミニズムは、記号論的にいえば、旧来の構造主義的な立場を超え、主体についてエムボディされたもの (embodied) として (情動に即して) とらえ、かつ、複雑性を基本的な理論的基盤とするものであって、この立場から、表意すなわちシグニフィケーションの過程をダイナミックな過程 (dynamic processes of signification within theories of

complicity) としてとらえようとするものであった、ということである。このことは、つまり、フェミニズムが記号論的には批判的記号論 (critical semiotics: これについて詳しくは $\Omega 2$ をみられたい) の立場にたち、上記の記号論説の史的発展からいえば、少なくともポスト構造主義の観点にたつものであることを意味するものであった。

これは、ゴダールによれば、“多義性 (polysemic)” および“イデオロギー性 (ideological)” として示されるものであるが、上記で一言したクリステヴァは、科学というものは、要するに、レプレゼンテーション (representation: シグニフィケーションすなわち表意に対していえば代表という意味が強い) の確立にかかわるものであるから、記号論は自己再帰的に (self-reflexively: つまり自己自身に対して) 批判的であり、かつ、他の学問のレプレゼンテーションなモデルに対しても批判的にならざるをえないという見解であった (G2, p.2)。

ただしここで批判的というのは、記号論はあくまでも社会的理論 (social theory) であり、かつ、主体性 (subjectivity) をもった理論であること、そしてこの場合主体が個別的過程と社会的過程との間のダイナミックな相互作用にかかわるものであり、これによって社会的過程は、表意すなわちシグニフィケーションにおいて変革的な影響を受けるものという意味のものと解される。

ちなみに、スレッドゴールド (Terry Threadgold: 文献 T) によると、以上の論議は、主体性なしには記号現象はないのであり、かつ、記号現象なしには主体性はないことを主張したものとまとめられるのであるが (cited in G2, p.2)、ゴダールによると、このようにフェミニズム・アプローチによりいわゆる書き変えが起きた記号論の領域には、次のようなものがある (G2, p.2)。主体性 (subjectivity)、インターテクスチュアリティ (intertextuality)、徴候 (symptom)、言語上の価値 (linguistic value)、シグニフィケーションの多様な形態 (differential regimes of signification)、発言の理論 (theories of enunciation)、レプレゼンテーション (representation)、ナラティブ (narrative)、非言語的シグニファイング過程 (non-linguistic signifying process)。

2. フランス・フェミニズム記号論の概要：クリステヴァらの所論を中心に

ゴダールによると、記号論に関するフェミニズム・アプローチにおいて、まず注目される試みは1960年代後半に主としてフランスで起きたもので、その特徴的内容は、一言で示すと、記号論の一方の祖であるソシュールの試みを、マルクスやフロイドのそれと結び付けようとしたものであった。なかでもクリステヴァ、イリガライ (Irigaray, L.)、シクスー (Cixous, H.) は代表的論客とみられる (C2, pp.vii, 4)。英語圏でも1980年代に同様なものが起きている。

例えばクリステヴァの論考 (文献 K1) は1967年に出されているが、既述のように、主体を記号論のなかに導入しようとするものであった。彼女は、バフチンの“dialogism” の概念について、それは意味について全体性に欠けるもの (untotalizable) であり、かつ、コンテキストに縛られた理論であると批判し、それを、まず、インターテクスチュアリティないしは“イデオロゲム (ideologeme)” という名称のものに変え、さらに“テキスト転換 (transposition)” という名称のもの

に変えている。

ここで“テキスト転換”とは、意味の造出の場合における生産性 (productivity) に志向するところの、シグニフィケーションのダイナミックなモデルの創出に役立つものにとされている。ここでクリステヴァが志向するところの意味とは、ソシユールで考えられていたような、シグニファイアーとシグニファイドにのみ関連する孤立的な記号 (isolated sign) のなかにあるものではなく、インターテクスチュアリティ的に、つまり多様化 (differentiation) のネットワークのなかにおいて、シグニファイング行為として生み出されるものである。ここには、記号論におけるフェミニズム・アプローチの根本原理が提起されている。

このようなクリステヴァの、記号現象のダイナミズムを追究し、テクスチュアリティを重視する考え方は、ゴダールによると、「シグニフィケーションに関連してバフチンの唯物論的理論を変革しようと意図するものであり、…それは(言語理論的にいえば)、“geno(シグニフィケーションの作作用)”と“phenotext(社会で実際にコミュニケーションされる内容)”との交互作用に注目する」(G2, p.3) ところに意義があるものであった。

これは要するに、ある言葉や記号が意味するところは、そのコミュニケーションの過程によって影響されるところが大であることに着目するものであるが、クリステヴァは、特にフェミニズム記号論ではこの交互作用に目を向けることが肝要と主張している。これは例えば、女性蔑視的言説は、それが広く使われることによって、人々に与える影響力が高まることに注目するものである。

この点に関してゴダールは次のように書いている。すなわち、クリステヴァにおいては「肉体的なものの追跡、つまり、本能そして身体のリズムや鼓動性の追跡は、“phenotext”の統括的構造 (the structured syntax of the drives and the body) のなかにあるだけの場合もあるが、しかし個々の意味や万人妥当的な意味を發揮させないようにする、否定的なもの (negativity) として自己を貫徹させるような場合もある」(G2, p.3)。

そこでクリステヴァは、精神分析 (psychoanalysis) に志向し、主体の分析を課題として設定している。そしてダイナミズムは、記号とシンボリックなものとの交互作用として再定義されるものとなっている。

もとよりクリステヴァの説に対しては批判がある。例えばグロス (Grosz, E.: 文献 G3) は、クリステヴァでは女性たることが母親性に限定されていると批判している。というのは、クリステヴァは記号論上では、女性を“母親性の前シンボリックなもの (pre-symbolic site of the maternal)”として規定しているからである。それ故ゴダールによると、「クリステヴァでは、一連の主体的地位を理論化する場合、主体と客体との分離は不完全なものという考え (incomplete separation of subject from object) に立脚している。それによって、記号にはより多くの検討余地が残されるものになる」(G2, p.3)。

ただしこの場合ゴダールは、クリステヴァでは、テキスト上において女性はいたるところで

遍在しているものとして描かれているだけではなく、「女性は、次のような機構のなかで、すなわち、男性的意味があるだけではなく、男性主体性のある機構のなかにおいて、多数の目に見えない働き手として動いているものであり、かつそうした男性機構を支えるものになっている」と位置づけられるものとする (G2, p.3)。

そこでゴダールによると、クリステヴァでは、母親性重視は若干修正されたとみられるふしがある。例えばクリステヴァの1981年の著(文献K2)をみると、母親殺し(matricide)という象徴的な考え方にみられる犠牲的な論理には、簡単なコメントがされているだけのものとなっており(cited in G2, p.3)、こうした女性たちについてのスケープゴートのコメントに対しては、クリステヴァは、女性たちは断固として闘うべきことを主張しているのである。ただしその場合、単純に暴力的な行為に走ることは正しくないと警告していることが注意されるべきである。

いずれにしろゴダールのみるところでは、母親性がクリステヴァ・モデルの中心にあるものであることは否定できないのであり、「自己と他者を区別するものは母親性である」というテーゼには変わりはない。しかしその場合母親性は、主体形成(subject formation)としては、去勢(castration)に相当するものとされている」といえるものである(G2, p.4)。

このうえにたって、1985年に出たイリガライの所論(文献I)が取り上げられ、そこでは、クリステヴァと同様に、種々な刊行物において女性の身体写真が掲載され飾りとされていることが批判的に指摘され、そしてイリガライの場合にはそれは「男性ヒステリー(masculine hysteria)が女性の身体を目指すものに変容されているもの」と規定され(G2, p.3)、かつ、これは二重のシンボル・フィールド(dual symbolic field)があることを示すものであるにもかかわらず、男性ではこのことが社会的に欠如していることを物語るものであるから、女性では主体性は女性相互関係(for each other)において成立するものとされている、ということになる。

故にゴダールによると、イリガライの場合には、いわば急進的な他者性(radical alterity)が提起されているものと考えられる。すなわち、社会的にみると男女は、「同一のものの中における別物(other of the same)」と考えるのではなく、「別物における別物(other of the other)」と考えるべきものとなっている。故にここでは、現在支配的な社会形態は、(男性本位のいわば)ホモ社会的なもの(homo sociality)と解されるから、そこでは「女性は男性により占有される(appropriate)。…ところが、男性としての主体同士の関係は、少なくとも本能的には、女性があってのみ可能である、というものである」となっている(G2, p.3)。

一方、女性は、もともと女性特有のユートピア的な秩序(the utopian order)のもとにあるものであるが、イリガライの規定によると、それは価値についてのその場その場の考え方(a contingent theory of value)に基づき女性同士の間で行われる記号交換(exchange of signs)に土台をおくものであり、その場合の価値は、さらに遡ると、統合的な関連もしくは換喩的な関係にある結び付きとしてシグニフィケーションをもつものと規定される。

こうしたイリガライの所論は、ゴダールによると、一言でいえば、身体について、女性はす

べて同質的なものとみる男性的な見方に対し、女性は相互に異質 (heterogeneity) とみる女性的な見方を打ち出したものであり、理論的にはクリステヴァの女性主体性の主張に通じるものという意義をもつ (G2, p.4)。

そこでクリステヴァの“もの言う主体”の主張に戻ると、これが論議の前面にたつものとなったのは、1980年代になってからである。例えばシルバーマン (Silverman, K.) は、1983年に『記号論における主体』(文献S3)というタイトルの書を公刊しているが、ここでは“主体”は次の3つの論題に分けられている。すなわち“もの言う主体 (speaking subject)”, “スピーチの主題 (subject of speech : énoncé)”, および, “話される相手 (spoken subject : addressee)”であるが、その際“もの言う主体”の行為は“エナンシエーション (発言)”とよぶものとされ、これが当時、記号論におけるフェミニズム・アプローチの主要論題の1つになった。

例えばスピヴァック (Spivak, G.) は1983年の書 (文献S7)において、これを主体の社会的規定に関連して引き合いにだし、なかんずく帝国主義の枠組みのもとにおける人種的關係 (racialized relations within the framework of imperialism) について主体規定を解明するために、“エナンシエーションの理論”は有用なものとし、さらに発展させている (G2, p.8)。

この場合スピヴァックは、改めて女性は社会の経済的、政治的、法律的な構造において正当な権限がある主体的な成員であると主張している。そしてこうした観点から、現今規定には読み間違い (misreading) があるから、それを正すことが不可欠であると主張し、男性本位社会 (phallocentrism) の再生産に役立つものについては、その破壊 (deconstruction) を進めるよう唱えた (G2, p.8)。

ゴダールによると、このことは「帝国主義のアーカイブとなっている文書を、逆の趣旨になるようにすることを内容とするものであり、主体が人種的に、かつ性差志向的になっている現今の主体形成にとって複雑性と矛盾性とを明らかにすること」をいうものである (G2, p.8)。これが、当時におけるフェミニズム記号論の基本的立脚点の1つとなっていたものといえる。

そうしたなか、1987年、「記号論と構造研究のための夏季国際インスティテュート (International Summer Institute for Semiotics and Structural Studies) がトロントで開催され、多くのフェミニズム記号論関係論者たちも参加した。ゴダールは、ここでみる限り「フェミニズム・ポスト構造主義的アプローチのなかでは記号論が影響力の強いものになっていることには変わりがないが、しかしこの方向においてパイオニアになってきた先学たちの用語や概念について、これをそのまま厳密に使用し展開するものは、もはや稀なものでしかなかった」と述べ、他方では、つづけて次のようにコメントしている。

すなわち、「恐らくこの会合の出席者たちが貢献したうちで最も顕著なことは、記号論が批判的理論 (a critical theory) として展開されるべきこと、そして記号現象が社会的行動を生む変化を示すものとして展開されるよう提議したことであった。これらの参加者たちが論証せんとしたのは次のことであった。すなわち、旧来のモダニティ (モダン) を基盤にした理論では、合理的主体の根幹をなすものは男性的な身体性であったが、これを隠すよう見えないようにする文化

的伝達の仕方になっていた。しかし現在では、それが見えるような仕方に変えるようになってい」と締めくくっている (G2, pp.11-12)。ここには、記号論研究における地滑り的变化の模様をみることができる。

ゴダールの所論は以上とし、次に、2004年のヴォーン (Genevieve Vaughan) の所説を取り上げる。それは、結論を先にして、一言で示すと、人間社会は、本来、“母親性 (mothering) に立脚したギフトの供与・受取 (gift giving and receiving) の関係” としてとらえられるべきものであるが、それが、今日一般的な市場における交換に立脚する“父権的な資本主義 (patriarchal capitalism)” に転化し、女性の犠牲のうえにたつものになっていることを主張するものである。

Ⅲ. 母親性的ギフト立脚的社会と父権性的市場立脚的資本主義社会との対比論

ヴォーンは、冒頭において、今や、父権性的資本主義や、それに立脚する市場などは「正道から逸脱した悪しき (aberrant) システム」として理解することが必要となっており、記号論でもそうした意識をもった理論構築が不可欠と訴えている。

こうした誤った見解 (mis-conception) の多くは、人間についてのわれわれの認識 (interpretation) のいかに来るものであるから、「われわれは記号と言語についての秘密 (mysteries) を新しい方法で解明する必要がある。…その際、女性 (women) がリーダーシップをとらなくてはならない。母親たちは子どもの育成者 (nourisher) であるが故に、(次の世代のあり方の決定者であり) 富と力の配分について決定権があるものとならなくてはならない」と書いている (V1, p.1)。このためには、現在の市場経済様式は、ギフトの供与・受取の様式を悪化させたもの (distortion) であることが鮮明にされなくてはならないと主張している。

1. ギフト立脚的社会から市場立脚的社会へ

この場合ヴォーンの出発点になっているのは、もともと人間社会は物質的にもシンボリックにもギフトの供与・返礼という根本原則のうえに展開されているものである、というテーゼである。その根源が、さしあたり、“一方的なギフトの供与 (unilateral gift-giving)” にあるとしても、それは必然的に“双方向的な包摂関係 (mutual inclusion)” になるものである。というのは、人間は“ギフト供与をするもの” と定義されるならば、それはギフトを与えられた人にも妥当し、その人も (ギフトを供与してくれた人に対し) ギフトを供与するはずであるからである。人間の定義上そうなる。故にギフト供与は、(ギフト供与した人には) ギフトの返礼・受取になる。つまり、ギフトの供与は、ギフトの返礼をもたらす、ギフト供与は、相互的なギフトの供与・返礼になる (V2, p.1)。ギフト関係の本質的特徴は、ここにある。

しかし、こうしたギフト関係は変容することがある。というのは、次のような場合があるからである。例えばギフトされた物と返礼された物とが比較され、損得が計算されるときがある。

こうした場合にはギフトの供与・返礼は、物の引き換え・交換 (exchange) のようになる。また、その返礼的な反対ギフトが直ちになされない場合がある。こうした場合にはいわば債務 (debt) になり、貸し手 (creditor) と借り手 (debtor) という関係に変わることがある。さらにギフトの供与にあたってはステイタス上のランクがある場合がある。ギフト関係者の間で、社会的距離 (distance) や力関係で大きな違いがある場合などである。故にギフト関係には、実際には、等価関係がない場合がありうる。

こうした場合には、ギフトの供与・返礼の関係は一種の交換関係に変わり、交換関係が定着したものとなることがある。全般的交換関係の始まりであるが、この場合交換の場所として市場が生まれる。そして交換の媒介手段である貨幣が生まれ、今日のような市場経済、そして資本主義的社会体制が形成されることになる。

ただしここで注意されるべきことは、この場合、母親性と、それに基づくギフト関係とを変質させ、今日のようなエゴ中心的なものを生んだものは、根源的にはあくまでも交換という事象であって、例えば市場とか資本主義といったものはその結果にすぎないと考えられていることである。すなわちヴォーンは、「エゴ志向的な関係が作り出されるのは、交換という関係が生まれることによってであって、市場や資本主義社会によってではない」と書いている。

さらに「ギフト供与は他人のニーズ充足に志向したものであるのに対し、交換は自己自身のニーズ充足に志向したものである。交換では、自己の利益を他人のそれより先行させることになって、(お互いの利益の) 分断が起き、競争が起きる。…(交換によっておきる結果は) 相互敵対 (mutual exclusion) の関係であり、(使用価値ではなくて) 交換価値の関係である」と提議し、その関係は人間疎外 (alienation) のうえにたち、相互に敵対的なもの (antithetical) であり、人間関係に有害なもの (harmful) であって、国や民族同士では戦争 (wars) となって現われるものであると、論じている。

故に、こうした交換関係で前面にたち、遣り取りをする者は、男性になる。交換の場である市場で遣り取りを行うものは、究極的には男性であり、父権性が確立する。これに相応して(ギフト関係ではなく、交換関係に立脚する) 現在の市場的、資本主義的社会は、父権体制的な社会となる、ということになる。

以上は、さしあたりまず、ヴォーンの所説の全体的概略を展望するために、現在の交換関係・資本主義的体制がギフト関係からどのようにして生まれたかについて、ヴォーンによりどのように説明されているかを述べたものであるが、この場合ヴォーンの所論の本来の重点は、いうまでもなく、ギフト関係のとらえ方にある。以下では、この点に焦点をおいて考察する。

2. ギフト関係の論理

ここで強く注目される点は、ヴォーンが人間の根源的なギフト供与は母親性にかかわるものと強調していることである。ヴォーンによれば、「ギフト供与と(その展開形態としての) 交換の種々な段階を理解するキーとなるものは、母親性である」。母親性の根源は、いうまでもなく、養育

(nurturing)にある (V2, p.2)。

この場合出発点になるテーゼは「AはBにxを供与する」である。これはギフト関係の土台のかつ創造的な (fundamental and creative) 命題をなすといわれるものであるが、ただしこれは、前述のように、交換の段階ではそれ相応に変化する。すなわち、交換段階ではそれは「即時的に相互作用的で (immediately reciprocal), かつ自己否定的 (self-cancelling) なギフトとなって、二重の (doubled) ギフト関係というべきもの」となる。

しかしヴォーンによると、この場合でも「ギフト供与および交換における様々な段階は、あくまでも母親性の継続としてとらえられることによって、それは1つの原理の展開形態となる。すなわち、1つの直接的な原基形態であるものから、現象的な形態あるいは外在的な形態に転化したものとして理解されるべきもの」となる。しかも他方において、それは「完全に別なものとして、もしくは別の種類のものともみることができないもの」と規定される (V1, p.2)。

つまり、ヴォーンの言わんとするところは、現在の社会は、交換段階においても、本質は母親性に根源があるものであって、父権性にあるのではない。ヴォーンは「父権性も交換性も、人間の定義として最終的に有効性をもつことはできない」と宣している (V1, p.2)。すなわち「ギフトの供与・受取の関係は、母親性の拡張 (extension of mothering) と考えられるべきである。しかしそれは、現実には、父権性と市場における交換の背後において隠されてきたのである。本質的にいえば、父権性と市場性とは (母親性とギフト関係とは異なって) 社会的に形成された (social construction) だけのものであり、隠されたギフト関係を自己に都合の良いように位置づけているだけのものである」と規定されるものである (V1, p.1)。

もっとも、人間の社会生活基本単位が夫婦にあることは否定されない。この点についてヴォーンは「女性は、本来、養育者として (社会生活のあり方の根本的な) 基準的なもの、すなわち“ノーム (norm)”であって、それにふさわしい正当な地位を与えられるべきものである。これに対し男性は、こうした観点からは“養育上の配偶者としての価値 (espousing nurturing value)”があるものとして、従って“ノーマル (normal) 的なもの”として再規定されるべきものである、と規定している (V2, p.2)。

以上のように社会的交換領域における人間同士の関係を、原理的にはギフトの供与・受取の関係としてとらえる考え方は、実は、ヴォーンに固有なものではない。例えばすでに1950年代、モース (Marcel Mauss : 文献 M2) により「ギフト論」が提起されている (文献 L による。cited in G1, pp.56-57)。ここでは、これを紹介しているカナダ・オンタリオ大学のゲノスコ (Gary Genosko) によると、ギフト論は、経済理論上では、一般的には“商品—貨幣—商品”としてとらえられる過程が、“ギフト供与—ギフト受取—返礼実行”の過程としてとらえられるものである。ヴォーンもこれを“ギフト経済 (gift economy)”とよび、そのためには“パラダイム転換 (paradigm shift)”が必要と論じている (V2, p.1)。

こうした場合ギフトは、ゲノスコによると、記号とは対照的に、1つのシンボリックな対象

物であって、その操作上の関係は精神上的の負荷になっている人的関係のアンビヴァレンス (ambivalence: 両価性) を体現するもの、つまりシンボリックな交換 (symbolic exchange) を表現するものと規定される (詳しくはΩ3)。

ちなみに、人々の社会的関係をこうしたギフトの関係とみるものは、本稿筆者のみるところ、経済思想としては、ドイツの新歴史学派の考え方に通じるものがある。例えばその流れをくむ経営学者、ディートリヒ (Rudolf Dietrich: 文献D) は、企業 (ディートリヒの場合は厳密には経営 (Betrieb)) は奉仕 (Dienst) を使命とし、奉仕をすれば反対奉仕がある。故に“奉仕 (アウトプット) = 反対奉仕 (インプット)”となり、アウトプットとインプットとの差、すなわち剰余である利潤 (Gewinn: 利益) は、本来、存在しないものであると主張した。

もっとも、ディートリヒのこの利益 (利潤) 否定論は、実際には、利益は決算確定後、積立金、利子、配当、税金等の形で利益配分がなされれば、利益としては無くなることをいうだけのものであった (文献Ω1 参照)。そしてその場合、ディートリヒによると、これらの利益配分は、それぞれの利益配分取得者が当該企業と“奉仕=反対奉仕”の関係にあることに基づくというものであった。

だが、ディートリヒのこの利益否定論は、その後第一次世界大戦後ドイツで企業 (経営) のあるべき姿を求めていた有名な論者、ニックリッシュ (Heinrich Nicklisch: 文献N) らのドイツ規範的経営学の中心テーゼとなり、今日でも企業 (経営) のとらえ方として1つの原型を提起したという意味をもっている。

例えば現在のわが国でいえば、これは、企業についての「法人擬制説」と「法人実在説」に通じるところがある。「法人擬制説」の考え方にたつと、法人たる企業は、あくまでも出資者 (例えば株主) が事業活動をする場を提供しているだけのものとされ、「法人実在説」のように出資者から離れた別の独自の存在のものとは考えられない。この点は実際にも、利益に対する課税の仕方に現われている。

「法人擬制説」にたつと、企業は実在しないものととらえられるから、理論的には、企業の挙げた利益はすべて出資者のものとみなされ、その税金は、利益配分された出資者がすべて納めればよいものとなり、企業には課税されないものとなる。現在のわが国では、所得税は基本的には累進高率課税が基本となっており、個人所得税はそのようになっている。ところが法人企業に適用される法人所得税では異なっており、基本的には一律課税率となっている (実際には資本金等により異なる異率一律税率)。これは、本来 (利益配分された) 出資者が負担すべき税金の一部を、企業からの配分の段階で (いわば事前に、源泉徴収的に) 一律的に徴収しておくものとされている。すなわち、少なくとも税法上では企業のとらえ方において、根本的には「法人擬制説」が妥当すると考えられているのである。

ところでこれに関連していえば、ヴォーンでは、利益の根源は剰余価値 (surplus value) と明示されている。ところがそのうえで、それは「労働者 (the worker) から資本家 (the capitalist) にギフト

トされたものと考えることができる」(V2, p.2)と規定されている。しかしこれは、通例的にはマルクス説に従い“搾取 (exploitation)”といわれる事象であり、ヴォーンとしても“父権的資本主義体制下における強権的な非等価交換事象”と、措定すべきものと考えられる。

ヴォーンの所論については以上とし、次に、台湾／香港の論客、ウ (E-chou Wu) のフェミニスト翻訳 (feminist translation) を扱った論考 (文献 W3) を取り上げる。これは、ウが2013年スウェーデンのノールケピングで開催された「スウェーデンの先進文化研究大会 (the Advanced Cultural Studies Institute of Sweden (ACSIS))」で行った研究報告として公表されているものである。

IV. フェミニスト翻訳論

ウは、その論考の冒頭において「フェミニスト翻訳は、単にこれまでの翻訳における父権的ヘゲモニー (patriarchal hegemony of translation) の文化を打倒することを目指すだけのものではなく、女性的言語 (womanish language) の特徴を提起することを目指すものである」と宣し、つづいて翻訳とイデオロギーの間には関係があるが、それがどのようなものであるかを「議論するなかにおいて、フェミニスト翻訳は、単に言語支配性 (linguistic dominance) を父権性から奪い去る事柄以上の意義があることであって、これは女性の主体性 (women's subjectivity) の確立にかかわるものである」ことが知られたものであると述べている。

つづいてさらにウは、「言葉のうへの表現や翻訳上の基準 (norms) を支配してきたのは、男性たち (males) であるという事実については、これを打ち消すことのできない証拠がある」と述べ、ウの論考の根本的問題意識がどこにあるかを示している (W3, p.21)。これに基づいてウの提起しているフェミニスト翻訳の具体的課題は、本稿筆者のみるところ、基本的には2点ある。第1点は、男性の作家や翻訳家などにより、女性が持つ各種の特色・特徴点が歪められている点を是正することである。まず、この点を取り上げる。

1. 女性性の復権

この点について、例えば既述で一言したアメリカのショウアルターによると (文献 S2)、これまでにおける西洋フェミニストたちの批判的立場は、次のようにまとめられる。すなわち、イギリスのフェミニストたちは、基本的にはマルクス主義者といえるものが多いが、彼等では、女性に対する“oppression (圧迫)”を強調するものが多い。これに対しフランスのフェミニストたちでは精神分析志向的 (psychoanalytic) なものが多いが、“repression (抑圧)”を強調するものが多い。アメリカのフェミニストたちには“textual (テキスト的)”なものも多く、“expression (表現)”に焦点をおくものが多い、とされている (cited in W3, p.23)。

ただしこの場合、いずれにとっても共通することは、ウによると、“女性性中心主義 (gynocentric)”にたつことで、一般に“女性性に立脚する批判主義”といわれるものである (S2, p.248, cited in W3, p.22)。

実際には、女性たちを1つの文学グループとし、男性作家たちとは異なるものとするところに重点があるという考えにたつといえるものであったが、その端的な考え方は、例えばボーヴォワールの『第2の性』に典型的にみられるものであった。故にこの考え方にたつと、純論理的には、女性は社会的に、従って男性によって作られるものとされるから、女性文化も男性文化により作られるものということになる。

従ってウによると、例えばシクスー（文献C1）やイリガライ（文献D）らのように、女性の自由にとって要の問題は、さしあたり言語上における解放（linguistic liberation）のいかんにある、ということになる（W3, p.23）。ちなみにスペンダー（Spender, D. : 文献S6）は、男性優位の根源は、言語が男性本位になっているところに帰着すると主張している。そこでシクスーのように、男性言語に基づく“texts”の代わりに、女性言語に立脚する“sexts”を確立しようと呼びかけているものもある。それは“白いインキ（white ink: the mother's milk）”で書かれるものである（cited in W3, p.23）。

また、イリガライは、そもそも“ego”は、男性の身体を理想としているものであって、女性はそこには入ってはいないとし、女性の主体性を確立するためには女性身体の独自性を鮮明にしなくてはならない、と主張している。しかしそうした女性らしさとしての女性性を決めたものは、まさに私有財産制（property system）であり、そしてそれに照応した哲学上や神話上あるいは宗教上のシステムであって、「そうしたあらゆるものが、今日でも、女性の女性らしさ（woman's sexuality）を決める要因となっている」と論じている（I, cited in W3, p.24）。

つづいてクリステヴァに言及されている。クリステヴァは、ウでは、何よりも記号論とイデオロギーとの相関関係に注目したものとして取り上げられ、クリステヴァは、神話や道徳、道徳規範などが記号システムとして、そして実際にも法律などとして現実化している。すなわちシグニファイアーになっていることを主張しているものとして注目されるべきものとされている（K2, p.25, cited in W3, p.24）。

以上のシクスー、イリガライ、クリステヴァの3人は、ウによると、フランス・フェミニストのなかでも最も著名なものたちであり、記号論でいえば、ポスト構造主義の見地にたつものであるが、「言語では、少なくとも使用方法が性別的なものであるだけでなく、全体として男性本位（male-oriented）のものになっている」ことを提起したものたちである。そこで、以上のうえにたつてウは、「フランス・フェミニストたちの立脚する批判的理論で中核をなすものは、言語である」と締めくくり、つづいて直ちに「翻訳は、女性言語（female language）の領分とみなされている。フェミニスト翻訳は、そのあり方（poetics）をフランス・フェミニスト言語理論から引き出している」と規定している（W3, p.24）。そこで次に、ウ論文に依拠し、本稿本節で課題とする第2点、すなわちフェミニスト翻訳の進展過程を取り上げねばならない。

2. フェミニスト翻訳の進展

この点に関するウの問題意識は、端的には、次の引用文で知ることができる。すなわち「フ

ロトウ (Flotow, L.: 文献F) によると、フェミニスト翻訳は、翻訳における父権的ヘゲモニー文化を打倒することを目指すものであり、かつ、女性的言語の特徴を提示するものである。翻訳とイデオロギーとの関連をめぐる論議をみると、フェミニスト翻訳は、単に父権的な言語支配性をなくすだけではなく、それを超えるものを目指すことが含まれている。というのは、それは女性の主体性確立に役立つものを含むからである」(W3, p.25)。

ただし以上のフロトウからの引用文には注釈が付けられている。すなわちフロトウによると、作者は、男性であれ女性であれ、かなり独自の表現を使っている場合が多い。そうした場合翻訳家は(翻訳では原則として言語そのものが異なるものであることもあって)それに充分あるいは完全に対応できないことがある(文献S1参照)。そこでやむを得ず「補足(supplement)やノート(footnoting)をつけたり、時にはハイジャック(hijacking)めいたことをする必要がある」。これらのことは、作家は言語表現、従って翻訳の土台を支配するものであり、結局、翻訳家はそれに従わざるをえないものであることを示している。

そこで、例えばサイモン(Simon, S.: 文献S4)のように、「翻訳家は、所詮、作家には及ばない」というものもあるが、翻訳をみずからの天職のように考える女性も多い。例えばロットビニエール=ハーウッド(Lotbiniere=Harwood, S.)のように「私は女性だから、翻訳家が務まる」という人もあるといわれる(cited in W3, p.26)。このことは翻訳こそ女性の仕事と考える人が女性のなかでも多いことを意味する。

しかし、これはいうまでもなく、本来的には、翻訳は原文に忠実である(fidelity)べきか、あるいは(原文から多少離れても)翻訳文として美しさ(beauty)を追求すべきかの問題として考えられるべきものである。この問題は、すでに17世紀メナージュ(Ménage, G.)により提起されているものであるが、ウは、この問題でも、翻訳と言語とは不可分であり、「シンボリックな秩序における男性支配様式を覆すことが、絶対に必要なことである」と主張している。

そしてウは、以上のうえにたって、「フェミニスト翻訳上で戦略的要因となるものは、女性的言語を、男性的慣例的使用から解放することである。そうすることによって女性としての知性(awareness)、意識性(consciousness)、真正性(authenticity)は高まるであろう」と述べている(W3, p.28)。

翻訳については、翻訳家は本質的には、原作により動かされる方向を与えられるものであるとし、サイモンが次のように述べているところを紹介している。すなわち、フェミニスト翻訳家は、それぞれの言葉の対象に対する関係、言葉の情緒(emotion)に対する関係、および、言葉同士の関係を扱うだけではなく、書くこと(writing)を翻訳することや変換すること(transformation)と統合させるようにすることを課題とするが、その際それは、同等のもの同士の戦争、と知るべきものであるというのである(S4, p.27, cited in W3, p.28)。

フェミニスト翻訳の問題は以上とし、次に服飾・ファッションデザインにおけるフェミニズム記号論の問題を取り上げる。これはフェミニズム論上の大きな問題領域であり、研究も多い。ここではできる限り直近のものという意味も込めて、フランスのマルカンジュリ(Sveva Marcangeli)

の2015年の論考「ファッションの力の解明：ココ・シャネルとアレキサンダー・マックイーンにおけるジェンダー・アイデンティティの記号論的進化」(文献M1)を取り上げる。

ココ・シャネル(Coco Chanel:1883-1971)は、フランスの有名なシャネル社の創業者で、ここでは以下のように、20世紀を代表するファッションデザイナーという位置づけである。A.マックイーン(Alexander McQueen:1969-2010)はイギリスを代表するものであるが、ここでは21世紀を代表するものという位置づけである。この両者の対比的考察によりこの間における時代的推移をも究明しようとするところに、マルカンジュリ論文の1つの意図がある。

V. ファッションデザインにおけるフェミニズム記号論

1. マルカンジュリの問題提起

マルカンジュリは、その論文要約の冒頭において、「人がどのような衣服(clothing)を着用しているかは、文化的に男性のもの、もしくは女性のものとして定着しているジェンダー上の役割を確認し強化するものである。その場合それは、それぞれの人の生物上の性(sex)に立脚するものになっている。もとよりその場合それぞれの人の行為は、直接的にはそれぞれ人の独自の考えにより行われるものであるが、しかしその場合根本的土台となっているものは、それぞれの人の性である」と提議している(M1, p.1)。

そのうえにたつてマルカンジュリは、その論文の問題意識が次の点にあるとする。すなわち、ごく一般的にいえば、女性たち(women)は衣服において、本質的には拘束された、あるいは制限された立場にあるものと考えることから出発すべきものである。そして、これまでのファッションデザインの領域において、こうした観点にたつて女性たちの解放を目指してきた代表的なファッションデザイナーには、マルカンジュリのみるところ、二人の者がある。ひとりとは20世紀を背景にしたココ・シャネルであり、今ひとりとは21世紀を背景としたアレキサンダー・マックイーンである(M1, p.viii)。故に、女性解放に関してファッションデザイン界でなされた記号論的役割について、この二人を中心に考察することが相当であると、マルカンジュリは宣している。

その際マルカンジュリは、方法論的には、改めて記号論(semiology)と社会学(sociology)の観点にたつものとしているが、ただし次の点に焦点をおくものであると断っている。それは、ココ・シャネルとA.マックイーンデザインのなかに見出されるジェンダー理論および記号論的理論に注目し、この二人のデザイナーが、これまでのジェンダーに関する固定観念(stereotypes)をどのように打破し、そこからの解放あるいは限定化に努めたかを明らかにすることであると、「私(マルカンジュリ)の問題意識は次のところにある。すなわち、ココ・シャネルとA.マックイーンデザインとは、それまでのジェンダー固定観念に挑戦するものであったが、それはどのような記号を通じてなされ、どのような歴史的コンテクストのなかでなされたものかを分

析することである」と提示している。

そのうえでマルカンジュリは、このことはファッションデザインについて、これまでのジェンダー限界を打破する手段として使われるのに有用なものであり、かつその場合の方策 (device) として有益なものであることが確認されたものであると規定している。

その際さらにマルカンジュリは、ココ・シャネルと A. マックイーンが行ったデザインは、それぞれの時代を背景にしたものであったことが看過されてはならないとして、これら二人のデザインの間には、ジェンダー固定観念からの解放について考え方や方法において違いがあったが、これらは2つの異なった時代におけるそれとして考察されることによって、この間において1つの進歩 (evolution) があったことを立証できるものであると提議している。

すなわち、これによって、一口にジェンダー固定観念といっても時代により違いがあることが明らかになり、今日におけるジェンダー問題の解明に重要な手がかりを得ることができるものになる。これは、マルカンジュリ論文の重要な視点である。以下本稿は、こうした原理的な点を中心に考察するものであって、ココ・シャネルと A. マックイーンが行ったファッションデザイン上の試みの具体的内容について特に言及するものではない。

2. ココ・シャネルと A. マックイーン

まず、ココ・シャネルについてみると、その試みは、端的には次の点に、すなわち、当時普通の一般女性は、通常的には重い生地を着ることをよぎなくされていたが、このことからの解放を目指すという点にあった。マルカンジュリによると、ココ・シャネルは、フェミニストとよばれることを否定していたといわれるが、しかし真の女性らしさ (femininity) とはどのようなものかについては多くを語っており、「ココ・シャネルの仕事は、明らかに、女性の解放の一部をなすものであった」と規定されるものであった (M1, p.27)。

これは、別言すれば、ココ・シャネルは「女性の真のジェンダー役割を理解し、そのために挑戦する場合に生じるであろう限界がどこにあるかについて探究しようとしていたのであった」ということを意味する。その際ココ・シャネルは、端的にいえば、女性衣服についても、同じ人間である男性の身体的特徴に立脚したデザインを参考にし、それを奪い去るようにすること、そして究極的にはこの点における男女の関係を逆転させることを目指していたとみられる。

つまり、ココ・シャネルは「(男性衣服に付着している) 男性的記号 (masculine signs) を、女性に役立つもの (woman's advantage) に変えることを目指していたのである」。こうした意味ではココ・シャネルは、ソシユール記号論的にいえば、それぞれのデザインでシグニファイドされているもの、例えば女性用とされている服の色・形・大きさ等を (これまでのものから) 大胆に転換すること (shift) によって、これまでのジェンダー固定観念を打破しようとしていたものといえる。

ちなみにココ・シャネルでは、デザインの方法が、他のデザイナーの場合とは異なっていた。ココ・シャネルは、例えばモデルに旧来からの服を着せ、それを大胆に破ったりすることから

始めたといわれる。このことは、マルカンジュリによると、20世紀的な固定観念を打破するのに必要なことであった。それは、そうしたものに対する猛烈な切り破り (slashing)、ずたずた裂き (tattering)、破壊のための徹底的行為 (savagery) を象徴するものであった。そうしたことが、20世紀初頭では必要であったのである。それは、マルカンジュリのいうところによれば、「命を懸けた女性 (femme fatale) の行為であった」(M1, p.28)。

つまり、マルカンジュリによると、(ココ・シャネルが活躍した) 20世紀は、女性のためのファッション産業でも産業の支配者は男性たちであり、彼等はファッションのあり方を考える場合にも、当然、自分たち (男性たち) だけの考え方で行き、(需要者である) 女性たちの考えを斟酌することがなかった。女性たちは、例えばドレスやコルセットについて根本的に自分たちに合っていないという不満があっても、(男性の目を基準にした) それらのものを着用せねばならなかった。

それ故「ココ・シャネルは、こうした女性の身体に対する圧迫が放置されていることに怒りを向け、リラックスしたものではあるが、エレガントなものでもあるドレスをデザインするよう挑戦したのであった。ココ・シャネルは『身体を自由にするものよりも、美しいものはない』をモットーとしていたのであり、こうした考え方に立ついわゆる多目的な (versatile) ドレスのコレクションとして、現在でも最も有名なものが、1926年発表の“リトル・ブラック・ドレス (the 1926 little black dress)”であった。…そしてこのドレスを着用した女性たちは、ジェンダー固定観念を変革したのであった」(M1, p.28)。

ココ・シャネルについては以上とし、次にA.マックイーンを取り上げる。マルカンジュリによると、「A.マックイーンは、少なくともその時代では、イギリスのデザイナーのなかで最も影響力があり、構想力があって、刺激的なところがあるものであった。…彼は、衣裳について、その物理的制約を越えて、思想的概念的可能性の追求を旨とし、それを人種、階級、ジェンダー、宗教、環境、ファッション、性的拘束 (sexuality) に関わらないものとしてとらえようとした」のであった。

A.マックイーンの出発点になっていることは、「今日、女性たちは (形式的な) ジェンダー平等性があり、そのうえで、確かに一定の成果を得ているが、しかし働き方や報酬等のうえでは、依然として大きな男女差異があるものである」という認識である。そこでA.マックイーンでは、依然としてジェンダー不平等性 (gender inequality) がある。それは男性 (men) または女性 (women) と位置づけられる人々の間においてステータスのうえで、従って有する力のうえで、故に威信 (prestige) のうえで差異があるもの、と定義されるものであった (M1, p.28)。

このうえにたってA.マックイーンは、こうした女性のもつ不利な点 (stigma) に対する反対を旗印とし、女性は、男性なしでも十分に強く生きてゆけるものであり、性 (sex) は、彼女たちが人生の満足を得るうえで不可欠なものではないというテーゼに立脚し、それをデザイン上で実現することをモットーとしたのであった。

故に、前述のココ・シャネルが服装において女性の解放、女性の復権 (empowerment) に志向

し、そのために男性性の奪取、その女性のための利用を目指したのに対し、A. マックイーンは、女性が生まれながらに持つ女性性そのものに着目し、その完全な発揮を目指したものということができる。つまり A. マックイーンは、「女性の衣裳において女性たること (femme fatale) を強化・促進することを通じて、女性性の復権を実現しようとした」のであったといえる。

されば A. マックイーンは、初期においても例えば “the feather dress” のような豪華ではあるが、高価でもあるものを提示した。それは彼が、何よりも女性性をそうした豪華に着飾るところに認めていたからであるが、高価である点については、彼が “下方普及効果” ともいうべき “トリクル・ダウン理論 (trickle down theory)” を信頼していたことに起因するところが大きい。

“トリクル・ダウン理論” は、有閑階級の理論、見せびらかしの消費 (conspicuous consumption) の理論などで有名なヴェブレン (Veblen, T.: 文献 V3) により提起されたものである。それは簡単には次のことをいう。すなわち、新しい画期的製品などは、当初は高価なため富裕層しか購買できないが、その製造技術はやがて社会的に広く普及し、生産技術上も低廉製品化が進み、生産量が高まって価格が低下し、低所得階層にも広くゆきわたって、一般的消費の対象物になることをいうものである。このことは、ファッションデザインにも妥当することは、いく人かの論者により立証されている (M1, pp.54-55)。

以上のうえにたってマルカンジュリは、要旨次のように述べ、結論としている。すなわち、1920年代以来、女性たちは衣服としてどのようなものを着るかについて、絶えず独立性を強めてきた。なかんずくココ・シャネルと A. マックイーンによって、女性たちはジェンダー解放について、そして自分たちの身体表現のコントロールについて、多くの力を得ることができるものとなっている。

しかしこの場合次のことが強く注目されねばならない。第1に、少なくとも A. マックイーンでは、衣服というものは、たとえいかに先鋭的なものであっても、女性たちに社会的限界を突破させるようなものではないと理解されていることである。ただし第2に、ココ・シャネルでも A. マックイーンでも、ファッションデザインによって、旧来からのジェンダー規範が強化されるのを阻止することはできると考えられていたことである。

さらにこの場合マルカンジュリは次のように述べ、結論としていることが注目される。すなわち彼女によると、こうしたジェンダー固定観念は、当然ながら、男性性 (masculinity) にも女性性 (femininity) にもある。そうしたことを考えると、この問題は結局 “1つの性的なもの (androgyny: 同性性志向)” を考えることに収斂するものであろうかもしれないことである (M1, p.92)。ここには、本稿で後述のアメリカ等で盛んといわれる “クイア理論 (queer theory)” に注目すべきことが関説されているもののように解される。

VI. あとがき——フェミニズム記号論の原点

フリーエがフェミニズムという概念を提起したのは、既述のように1837年であったが、現在のように、女性がいわゆる女性らしさの故に、広告等で使用されるようになったのは1850年代に始まるといわれる。これはトルコの論客、ギュデクリ (Güdekli, I. A.) とシェリク (Çelik, I.) によっても、同様に論じられており (G4, p.6131)、これが定説とみていいように思われる。

1850年代は、イギリスで産業革命が広くゆきわたり、資本主義的生産様式が実際的なものとして定着し始めた時期である。例えばツーリズムでみると、トーマス・クック (Cook, T.) が、当時一般的に普及しつつあった鉄道を使って、彼としては最初のパッケージ・ツアーを催行したのは1841年のことであった。これからみると、少なくとも女性を使った広告が始まったのは、資本主義的生産様式の一般化と時を同じくするものと考えられる。

ギュデクリ／シェリクはさらにつづけて、こうした女性らしさをキャッチポイントとした広告、つまり女性の美しさを販売促進の道具、すなわち資本主義的営利の道具とする方法、つまり女性の商品化は、1900年代初期には一旦低調になったが、1920年代には再び盛んになり、本格的なものとなった。「この時期以降、女性の写真は広告で本格的な役割を果たすものとなり、女性らしさは、これを隠すことなく、躊躇なく見せびらかせばいいものであるという考えが定着し、別の高いレベルに達した」と書いている (G4, p.6131)。

1920年代は、第一次世界大戦終了後の一時的繁栄時期で、1929年には世界大恐慌勃発で世界経済は奈落の底に陥る運命にある時であるが、ベルリンなどではドイツ貨幣の価値低下もあって、一般に強いひんしゆくをかうような低モラル的な享楽主義的行為が全盛を極めていた時期である。女性らしさが資本主義的に悪用される嚙矢のようなものであったが、ここに資本主義的な女性問題の本質ははっきり示されていたのである。

現在におけるフェミニズム記号論では、こうした問題は記号論的にどのようにとらえられるものであるかは別にして、その現在のな原点は、一言でいえば、ここにある。女性らしさを広告の主流におく仕方が今日のような本格的なものとなり、現在のように広告等の主流となったのは、上記のように1920年代においてであるが、これは、本稿冒頭で述べているように、ショウアルターによると、現在のなフェミニズム運動が始まった時期とされるものである。現在は、以下で述べる事情を十分に踏まえて、このことの意味が改めて考察されるべき時であるように思われる。

その事情とは、次のことを言う。すなわち、フランス生まれで、アメリカ・デューク大学で学位を得た新進の論客、コステロ (Katerine Costello) によると、今や少なくともアメリカでは、フェミニズム論は、“クイア理論”といわれるものが主流となっている。これは、コステロによると“gay and lesbian studies”と注釈され、一般には“queer studies and women's studies から生まれた”とされているものである。ちなみに、本稿で既述の1981年のシンプソンの分類で

は、フェミニズムの1つのグループにされている。

コストロによると、その近年の隆盛さは、例えばドクター論文の題目選択状況に強く現れており、“queer theory”を扱ったものは、2015年までの時点で、アメリカでは約600点を数えたのに対して、フランスでは僅か15点であったといわれる (C2, p2)。こうした事情を背景にコストロでは、今や少なくともアメリカでは、こうした“クイア理論の方向”が時代の趨勢として挙げられ、本稿で中心的に取り上げた、クリステヴァらのいわゆるフランス・フェミニズム論は、特殊フランス的なものと提示されている。

これに反して、既述のようにフランスのマルカンジュリは、こうしたフランスの傾向にこそ注目すべきであると論じており、本稿筆者としてもコストロのようにフランスの事情は特殊フランス的なものというのは、行き過ぎのようにも思われる。しかしここでは、以上について紹介的記述のみを行い、本稿の論議にはさらなる深化が必要なことを指摘するにとどめて、その本格的レビューは次の機会とさせていただきます。

参考文献

- B: Beauvoir, S. de (1949), *Le deuxième sexe*. (生島遼一訳 (1959) 『第二の性』新潮文庫)
- C1: Cixous, H. (2010), (1975), The Laugh of the Medusa, in: Marks, E. and Courtivron, I. (eds.), *New French feminists*, New York: Schocken, pp.245-264.
- C2: Costello, K. (2016), Inventing French feminism: A critical history, retrieved 26 March, 2019; from https://dukespace.lib.duke.edu/dspace/bitstream/handle/10161/12235/Costello_duke_0066D_13451.pdf
- D: Dietrich, R. (1914), *Betrieb-Wissenschaft*, München/Leipzig: Duncker & Humboldt.
- E: Eco, U. (1976), *A Theory of semiotics*, Indiana University Press.
- F: Flotow, L. von (1997), *Translation and gender, translating in the era of feminism*, Manchester: Jerome.
- G1: Genosko, G. (2016), *Critical semiotics: Theory, from information to affect*, London: Bloomsbury.
- G2: Godard, B. (2003), Feminism and semiotics, Editorial, *The Semiotics Review of Books*, vol.13, pp.1-15.
- G3: Grosz, E. (1989), *Sexual subversion: Three French feminists*, Sydney: Allen & Unwin. é.
- G4: Güdekli, I. A. and Çelik, I. (2014), Using woman in advertisement as a symbol of sex: Cosmopolitan magazine example, *Journal of Yasar University*, vol.9, pp.6129-6137.
- I: Irigaray, L. (1985), *Speculum of the other women*, trans. by Ithaca, G. Cornell University Press.
- K1: Kristeva, J. (1967), Le mort, le dialogue et le roman, *Critique*, vol.21.
- K2: Kristeva, J. (1981), Women's time, trans. by Jardine, J. and Blake, H., *Signs*, vol.7, pp.13-35.
- L: Lévi-Strauss, C. (1950), *Introduction to the work of Marcel Mauss*, trans. by Felicity Baker, 1987, London: Routledge & Kegan Paul.
- M1: Marcangeli, S. (2015), Undressing the power of fashion: The semiotic evolution of gender identity by Coco Chanel and Alexander McQueen, A thesis submitted to the Honors Council for Honors in French & Francophone studies, retrieved 26 March, 2019; from, https://digitalcommons.bucknell.edu/honors_theses/300
- M2: Mauss, M. (1992), *The gift*, trans. by Halls, W. D., London: Routledge.
- N: Nicklisch, H. (1920), *Der Weg aufwärts! Organisation: Versuch einer Grundlegung*, Stuttgart: Carl Ernst Poeschel Verlag. (鈴木辰治訳 (1975) 『組織：向上への道』未来社)

- O1: Omatsola, D. (2016), The semiotics of feminism and Nigeria's cultural identity in Nollywood: Women's Cot in focus, *Covenant Journal of Communication (CJOC)*, vol.3, pp.1-22.
- O2: Ottoh=Agede, B. S. and Essien=Eyo, A. (2014), Gender semiotics and the 21st century feminist utopia: Implications on national security and socio-cultural development, *Theory and Practice in Language Studies*, vol.4, pp.15-23.
- R: Rubin, G. (1975), The traffic in women: the political economy of sex, in: Reiter, R. (ed.), *Toward an anthropology of women*, New York: Monthly Review.
- S1: Sanders, E. F. (2014), *Lost in translation: an illustrated compendium of untranslatable words from around the world*. (前田まゆみ訳 (2016) 『翻訳できない世界のことば』 創元社)
- S2: Showalter, E. (1985), Feminist criticism in the wildness, *The New Feminist Criticism*, pp.243-270.
- S3: Silverman, K. (1983), *The subject of semiotics*, New York: Oxford University Press.
- S4: Simon, S. (1996), *Gender in translation: Cultural identity and the politics of transmission*, London: Routledge.
- S5: Simpson, C. (1981), Feminism and American culture, *Dialogue*, vol.53, pp.65-68.
- S6: Spender, D. (1980), *Man made language*, London: Routledge.
- S7: Spivak, G. C. (1983), The displacement and discource of woman, in: Krupnik, M. (ed.), *Displacement: Derrida and after*, Indiana University Press.
- S8: 佐々木滋子 (1988) 「ジュリア・クリステヴァの言語理論について—棄却の概念の精神分析的アプローチ—」 『一橋論叢』 99 卷 4 号, 572-587 頁
- T: Threadgold, T. (1997), *Feminist poetics: Poesis, performance histories*, London: Routledge.
- V1: Vaughan, G. (2004), Feminist semiotics for social change: the mother or the market, *Mimesis*, retrieved 26 March, 2019; from, <http://www.gift-economy.com/articlesAndEssays/motherOrMarket.html>
- V2: Vaughan, G., Introduction to the gift economy, retrieved 26 March, 2019; from, <http://www.gift-economy.com/theory.html>
- V3: Veblen, T. (1899), *The theory of the leisure class*. (小原敬二訳 (1961) 『有閑階級の理論』 岩波文庫)
- W1: Waterton, E. and Watson, S. (2014), *The semiotics of heritage tourism*, Bristol: Channel View Publications.
- W2: Woolf, V. (1929), *A room of one's own*. (西川正身/安藤一郎訳 (1952) 『私だけの部屋』 新潮文庫)
- W3: Wu, E. (2013), Feminist translation/feminist adaptation: Ang Lee's sense and sensibility, Paper from the conference On the Move: ACSIS Conference 11-13 June, Norrköping, Sweden 2013.
- Ω1: 大橋昭一 (1966) 『ドイツ経営共同体論史—ドイツ規範的経営学研究序説』 中央経済社, 第 2 章
- Ω2: 大橋昭一 (2018) 「組織記号論と批判的記号論」 『関西大学・商学論集』 62 卷 4 号, 157-185 頁
- Ω3: 大橋昭一 (2019) 「ボードリヤールの批判的記号論をめぐる最近の諸論調—現代批判的記号論研究の一章」 『和歌山大学・経済理論』 396 号, 15-35 頁
- Ω4: 大橋昭一 (2019) 「最近における記号論拡張の進展過程—ツーリズム記号論基本原理研究の序章」 『和歌山大学・観光学』 21 号, 15-25 頁

Understanding Feminist Semiotics: Essential Characteristics

Shoichi OHASHI

Abstract

There have emerged various perspectives of feminist semiotics. They consider language a major way of fighting against male hegemony and positioning female equality in the social orders. This paper argues that this inequality today is essentially based on the capitalist mode of production.